

日技主催「歯科技工士法施行規則（リモートワーク等）の一部改正に伴う研修会」  
開催のご案内

過般お知らせの通り、本年4月1日に歯科技工士法施行規則の一部改正が行われ、一定要件のもと歯科技工におけるリモートワークの実施が可能となりました。その中では研修を受講の上で記録を作成すること等が示されており、このたび12月10日（土）に日技主催による標記研修会をオンライン（Zoom）開催することといたしましたので添付文書の通りご案内申し上げます。